



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 6 6 号 令和 8 年 7 月 1 0 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 6 7	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	産業成長推進課
3 6 8	同	同
3 6 9	道路の区域を変更する件	高規格道路課
3 7 0	同	同
3 7 1	同	同
3 7 2	同	同
3 7 3	同	同
3 7 4	道路の供用を開始する件	同
3 7 5	同	同

【病院局管理規程】

番 号	表 題	担当課名
5 ※	徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程	
6 ※	徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第367号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年7月10日から同年11月10日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 洋幸

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル板野店
所在地 板野郡板野町川端字島中須8番1ほか

(3) 変更事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋 亮太

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 洋幸

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋 亮太

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 洋幸

(4) 変更年月日

令和8年4月1日

2 届出年月日

令和8年6月22日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年7月10日から同年11月10日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

徳島県告示第368号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年7月10日から同年11月10日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 洋幸

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル阿波土成店

所在地 阿波市土成町土成字遊ヶ原24番1ほか

(3) 変更事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋 亮太

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 洋幸

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	石橋 亮太

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 洋幸

(4) 変更年月日

令和8年4月1日

2 届出年月日

令和8年6月22日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年7月10日から同年11月10日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

徳島県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年7月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
439号	三好市東祖谷樫尾10番1地先から 同 257番1地先ま で	旧	4.5～29.8	315.3
	同	新	8.1～33.6	315.3

徳島県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更する。

その関係図面は、徳島県吉野川県土整備事務所において、令和8年7月10日から2週間
一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
12	鳴門池田	板野郡上板町鍛冶屋原字居屋 敷南50番2地先から 同 字古川 16番1地先まで	旧	5.5～20.4	292.0
			新		

徳島県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県徳島県土整備事務所において、令和8年7月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	阿南小松島	小松島市立江町字松本1番1 地先	旧	3.6～6.7	13.0
		同	新	3.7～10.8	13.0

徳島県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年7月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
32	山城東祖谷 山	三好市西祖谷山村善徳265番 1地先から 同 270番 1地先まで	旧	6.0～26.5	69.0
		同	新	10.5～33.5	69.0

徳島県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県吉野川県土整備事務所において、令和8年7月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
240	西麻植下浦	吉野川市鴨島町上浦字馬場南 770番6地先から 同 字国木地 830番2地先まで	旧	5.2～6.6	122.6
		同	新	7.1～8.9	122.6

徳島県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県徳島県土整備事務所において、令和8年7月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
28	阿南小松島	小松島市立江町字松本1番1 地先	13.0	令和8年7月10日

徳島県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年7月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
32	山城東祖谷山	三好市西祖谷山村善徳265番 1地先から 同 270番 1地先まで	69.0	令和8年7月10日

徳島県病院局管理規程第 5 号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成17年徳島県病院局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 三好病院の項中「緩和ケア内科」を「緩和ケア内科
糖尿病内科」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

徳島県病院局管理規程第 6 号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成17年病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「とき」を「とき（当該期間に引き続いて新たに休養を要することが明らかとなったときを含む。）」に改め、同条第 2 項を削る。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局職員服務規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

徳島県公安委員会告示第 8 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和 8 年 8 月 25 日（火）から同月 28 日（金）まで、同月 31 日（月）、同年 9 月 1 日（火）の 6 日間（8 月 25 日は午前 10 時から午後 4 時 50 分まで、同月 26 日から同月 28 日まで、同月 31 日の 4 日間は午前 9 時から午後 4 時 50 分まで、同年 9 月 1 日は午前 9 時から午後 1 時 50 分までとし、同日午後 2 時から修了考査を実施する。）

なお、受付は 8 月 25 日の午前 9 時から午前 9 時 20 分まで、オリエンテーションは同日の午前 9 時 20 分から午前 9 時 50 分までとする。

イ 追加取得講習

令和 8 年 8 月 28 日（金）、同月 31 日（月）、同年 9 月 1 日（火）の 3 日間（8 月 28 日は午後 2 時から午後 4 時 50 分まで、同月 31 日は午前 9 時から午後 4 時 50 分まで、同年 9 月 1 日は午前 9 時から午後 1 時 50 分までとし、同日午後 2 時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、8 月 28 日の午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて 40 人

2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受講の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和8年7月27日（月）から同月31日（金）まで

b 追加取得講習

令和8年7月29日（水）から同月31日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。

）1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

a 新規取得講習

(a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行細則」という。）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

(b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までに掲げるいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書（施行細則第6条第2項に規定する誓約書をいう。）及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和8年8月3日（月）から同月7日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行くこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては38,000円を、追加取得講習にあつては14,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本を持参すること。

(3) 日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更する場合は、講習申込者又は受講者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行くこと。